平成２３年（フ）第１６３９号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地５―201
債務者　内田　貞子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４２号
埼玉県川口市元郷２丁目15番２―2212号　エルザタワー32
債務者　佐藤　悟
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７４号
さいたま市北区吉野町１丁目429番地４　フォレスト101
債務者　渡辺　和美（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４号
千葉県香取郡東庄町窪野谷45番地
債務者　香取　照恵
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第５８５７号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番３―403号
債務者　神田　惠子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７０号
大阪市平野区瓜破西１丁目４番42―1272号
債務者　伊藤　貴義
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４６４号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番104―304号
債務者　興津　雅一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０１号
大阪府豊中市新千里南町３丁目７番Ｄ２―601号
債務者　網本　真穂（旧姓寺井）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１１号
大阪市東淀川区下新庄６丁目１番15―301号、登録原票上の居住地大阪市東淀川区下新庄６丁目１番10―101号
債務者　高島三彬こと　高　三彬
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６４６号
大阪市大正区泉尾２丁目９番９―103号
債務者　村上　寿
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９３号
大阪市平野区瓜破６丁目７番７―403号
債務者　中浦知恵子（旧姓大杉）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６９５号
大阪府門真市島頭１丁目４番20―105号
債務者　杉山　絵美（旧姓牛島）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０４号
大阪市淀川区三津屋南２丁目18番３号　コーポラス三津屋106号
債務者　山下　浩二
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７０９号
大阪府豊中市熊野町３丁目11番17号
債務者　友國　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７２６号
大阪府吹田市山田西１丁目22番Ａ８―510号
債務者　森定　弘子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７８号
大阪市北区長柄西１丁目１番28号
債務者　長野　一浩
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８８２号
大阪市住之江区平林南２丁目６番54―410号、前住所大阪市住之江区新北島７丁目４番70号217号
債務者　松井　和也
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで大阪地方裁判所第６民事部